

# 利用規約

本規約は、NEDO事業「洋上風況観測にかかる試験サイトのモデル検討・構築」を通じて、国立大学法人神戸大学（以下「神戸大学」という。）の所有となり、2024年4月より神戸大学および一般社団法人むつ小川原海洋気象観測センター（以下「MOC」という。）による運営に変更となった、むつ小川原洋上風況観測試験サイト（以下「本サイト」という。）の利用に関する条件を、MOCと本サイトを利用する者（以下「利用者」という。）との間で定めるものである。

## 第1条 （本規約への同意）

1. 本サイトの利用を希望する者は、MOCに対し、MOCが定める問い合わせフォーム（別紙1参照）を提出する。MOCは、当該フォームを受領した場合、提出者に対し、費用を提示する。なお、本条において「費用」とは、神戸大学およびMOCが定める本サイトの利用料金（以下「サイト利用料」という。）であり、本サイトの利用にあたり利用者がMOCに支払う費用をいう。
2. 利用者は、前項でMOCが提示した費用に同意した場合、本規約に同意の上、MOCに対し、利用申込書（別紙2参照）を提出することにより、本サイトの利用を申し込むことができる。
3. MOCが前項の申し込みを承諾した時点をもって、MOCと利用者との間で本規約をその内容とする契約が成立する。
4. 本サイトの利用に関して、MOCおよび利用者の間で本規約とは別に合意もしくは契約を取り交わす場合、又はMOCが本規約とは別にガイドライン等を定める場合（以下、それらを総称して「個別規約」という。）、個別規約は本規約の一部を構成するものとみなす。ただし個別規約において、本規約と異なる定めをした場合は、本サイトの利用期間中（利用申込書に記載された利用期間をいう。以下同じ。）並びにリモートセンシング機器の設置、移設、撤去作業の時期について利用者と協議の上、個別規約の定めが本規約の内容に優先して適用されるものとする。

## 第2条 （本規約の変更）

1. 利用者は、本サイトの利用期間中を通じて、利用者がMOCと契約した段階に定められている本規約を遵守しなければならない。
2. 利用期間中において、MOCが本規約の変更をせざるを得ない場合、MOCは利用者と協議し、利用者の同意を得た上で本規約を変更するものとし、この場合、本サイトの利用に関する諸条件は変更後の規約の定めによるものとする。

## 第3条 （本サイトの利用）

1. 利用者は、リモートセンシング機器等を利用した観測手法（以下「本手法」という。）の精度検証および本事業に合致すると判断された目的のため（以下「本目的」という。）にのみ、本サイトを利用することができます。なお、利用者は、本サイト内で行う本手法の具体的な方法は、利用申込書（別紙2参照）にて定める。また、本サイトの洋上サイトを中心に、本手法に利用するリモートセンシング機器等の設置に伴う占有許可等の取得に必要な手続き・サポート費用はサイト利用料に含まれる。

2. 本サイトの陸上サイトにおける本手法を利用するリモートセンシング機器の設置、移設、簡易な現地メンテナンス、および撤去に関する作業はサイト利用料に含まれ、当該作業は MOC から現地事業者へ委託されるものとする。但し、利用者所有の観測機器等に係る調整作業といった設定及びそれらのメンテナンス作業等はサイト利用料に含まれず、利用者自ら行うものとする。本サイトの洋上サイトにおける本手法を利用するリモートセンシング機器の設置、移設、メンテナンス、および撤去に関する作業はサイト利用料に含まれず、利用者が自ら MOC の推奨する事業者等に委託し、負担するものとする。
3. 利用者は、観測実施の際に、周辺の別機器を使用した観測等に影響が出ないよう細心の注意を払うものとする。利用者の責めに帰すべき事由により、本サイトを利用する第三者との間でトラブル・紛争が生じた場合、利用者自らの責任と費用負担によりこれを解決するものとし、MOC および本事業の他の受託者に何らかの損失・損害（合理的な弁護士費用を含む。）が生じた場合はこれを賠償するものとする。
4. 利用者は、利用期間中において、MOC が別途提示するガイドライン等を遵守しなければならない。
5. 利用期間中において、利用者所有の観測機器等（リモートセンシング機器を含むが、これに限られない。以下同じ。）の事故（盗難・故障・不具合等を含むが、これらに限られない。以下同じ。）があった場合に、MOC は一切の責を負わないものとする。したがって、利用者は利用期間中ににおいて、利用者所有の観測機器等の事故をカバーする保険に加入することが推奨される。
6. 利用者は、善良なる管理者の注意をもって本サイトを利用するものとし、利用者の責めに帰すべき事由により本サイトの備品または本サイト以外の周辺施設等に事故または被害があった場合、自らの費用負担によりこれを補充・修補等するか、MOC が補充・修補等のために支出した費用相当額を補償するものとする。
7. 利用者は、利用期間中において、本サイトの利用に関連して、海上保安部や自治体などから注意、指導または問合せを受けた場合に、速やかに MOC に情報共有を行うこととする。
8. 本サイトの利用期間は観測機器の精度検証に必要な期間とし、フローティングライダーは最大 3 ヶ月、その他機器は最大 2 ヶ月を基準とする。ただし、MOC と利用者とで協議のうえ、利用申込書にそれを超える期間を記載し、これを MOC が承諾した場合は、この限りでない。また、精度検証の結果、必要なサンプル数が十分でなかった場合は、MOC と利用者とで協議のうえ、利用期間を延長することができる。

#### 第4条 (MOC の立ち入り)

1. MOC もしくは、MOC もしくは利用者の委託する事業者は、本サイトの保守管理等のために必要のあるときは、利用者にあらかじめ通知のうえ、利用者が設置する観測機器等を点検することが出来る。
2. 前項にかかわらず、緊急又は非常の場合であって、MOC もしくは MOC の委託する事業者が前項の通知ができないときは、事後速やかに利用者に通知すれば足りるものとする。

## 第5条 (費用の支払い)

1. 第1条第1項による費用は利用者の負担とし、費用の金額及び支払い時期は以下の通りとする。

サイト利用料<sup>(※1)</sup>

観測機器名	利用期間 (※2)	金額（税別） (1基あたり) <sup>(※3)</sup>	料金に含まれるもの
スキャニングライダー (陸上設置)	2ヶ月	基本料金：2,500,000円 延長単価（月）：1,000,000円	・検証用の基本観測データの提供 <sup>(※4)</sup> ・スキャニングライダーの設置・撤去(観測設定、開梱・梱包作業は含みません) ・簡易な現地メンテナンス(2回まで) ・視察対応(1回まで) ・収納箱の保管・運搬 ・廃棄物の処分 ・資材・機材等の荷受・運搬
鉛直ライダー(陸上設置)	2ヶ月	基本料金：2,000,000円 延長単価（月）：1,000,000円	・検証用の基本観測データの提供 <sup>(※4)</sup> ・許認可手続き・サポート ・視察対応(1回まで) ・収納箱の保管・運搬 ・廃棄物の処分
フローティングライダー (洋上設置)	3ヶ月	基本料金：5,500,000円 延長単価（月）：1,500,000円	・検証用の基本観測データの提供 <sup>(※4)</sup> ・許認可手続き・サポート ・視察対応(1回まで) ・収納箱の保管・運搬 ・廃棄物の処分

※1：2025年2月1日改定、2025年4月1日以降にMOCへ提出された利用申込書から適用

※2：利用期間として設定させていただいている期間よりも短いご利用の場合でも、基本料金が適用となります。

※3：延長料金は、実施期間に合わせて延長単価を基本料金に加算します。

冬季は除雪が必要になる場合があり、その際は実績に基づき追加料金が発生します。

※4：現状のサイト利用料金に含まれている項目となります。

超過期間（日数）	追加利用料の金額（各1基あたり）
1～5日	規定内とし、追加利用料は発生しない
6～31日	上記の金額×1
32日～61日	上記の金額×2
62日以上	MOCと利用者間で要協議

## 支払時期：

- ・1回目 原則として第1条第3項による申込書の提出日の翌月末までに費用合計額の半額（以下「前払金」という。）
  - ・2回目 本サイトから観測機器等の撤去が完了した日又は利用期間満了日のいずれか早い日の翌月末日までに費用の合計額から前払金を差し引いた残金（以下「後払金」という。）なお、MOC から観測データの提供が生じる場合は、MOC から利用者へ提供された日の翌月末日を支払い期日とする。
2. 利用者は、上記費用に消費税を追加した額を、MOC が指定する口座に振り込む方法により支払うものとする。費用の支払いを遅延した場合、利用者は年 5 パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとする。なお、振込に係る手数料は利用者の負担とする。
  3. 利用者が利用期間中に実際に本手法の精度検証を行ったか否かにかかわらず、第1条第3項による契約成立時点で、前払金の支払い義務が発生する。なお、本サイトの利用開始前に利用者が本サイトの利用の中止を決定し、利用開始日の前日までに MOC へ書面により利用の中止を通知した場合、後払金の支払い義務は発生しないものとする。
  4. 如何なる理由においても、本規約に定める場合を除き、MOC は前払金を返金しないものとする。
  5. なお、後払金は利用開始日になった時点で、本規約に別段の定めがある場合を除き、如何なる理由においても返金しないものとする。利用開始日前に利用者所有の機器の納品の遅延等、利用者の都合により、本サイトの利用時期・期間の変更の必要性が生じた際、利用者は利用開始日前までに MOC に速やかに連絡し、MOC と利用者は利用開始日及び利用時期・期間の変更の可否について協議する。利用時期・期間の変更が可能となった場合、MOC 及び利用者において協議のうえ決定した変更後の利用時期・期間に対する費用から、契約成立時に支払った前払金を差し引いた残金を後払金とする。利用時期・期間の変更が不可能な場合、本サイトの利用は中止となり、利用者は利用開始日の前日までに MOC へ書面により利用の中止を通知しなければならない。

## 第6条 （観測データの提供）

1. MOC は利用者に対し、むつ小川原港防波堤マストの観測データ（以下「提供データ」という。）を提供する。詳細は別紙3に示す通りである。
2. 利用者は、本目的のために提供データ以外のデータ（以下「追加データ」という。）を必要とする場合は、MOC が定める書面を、MOC が指定するメールアドレス宛へ電子メールにて送付することにより、その内容を MOC へ申告する。MOC は、申告内容に基づき、MOC の裁量により、利用者への追加データの提供の可否を判断する。
3. 提供データの準備および提供等に関する費用は、第5条（費用の支払い）に記載するサイト利用料に含まれるものとする。なお、前項に関する費用の有無および金額は別途 MOC および神戸大学の判断によるものとし、MOC および神戸大学が費用請求の判断をした場合は利用者がこれを負担する。
4. 第1条第3項による契約成立以降において、震度5強以上の地震、猛烈な台風、5m以上の津波、高潮、落雷、疫病、感染症その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ、争議行為、ストライキ、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、MOC 及び利用者の責めによらない火災、

輸送機関や倉庫業者の保管中の事故、その他の不可抗力が発生した場合、MOC は利用者へ早急にその旨伝えると共に、次のいずれかの対応をとることとする。

- (1) MOC が管理する気象観測システム等の故障・損傷により、当該機器による正常なデータ取得が不可となるが、別センサーで代替（補完）可能な場合、必要に応じて当該データを別途提供する。
  - (2) MOC が管理する気象観測システム等の故障・損傷が発生し、別センサーによる代替（補完）が不可能かつ、本目的を達成できない場合、MOC 及び利用者は本サイトの利用の継続または利用期間について、費用の支払いを含め、協議のうえ決定する。
5. 利用者は、提供データを研究発表等に使用する際、当該発表等に先立ち、書面またはメールにより事前連絡を MOC へ行うものとし、当該データは本サイトで観測されたものであることの引用または謝辞を明記すること。また、当該研究発表等の概要や成果について、本サイトおよび MOC の公式ホームページに掲載されることを了承するものとする。
- 謝辞例：本研究は、むつ小川原洋上風況観測試験サイトで取得したデータを利用しました。
- 引用例：むつ小川原洋上風況観測試験サイト, URL: <https://mo-testsite.com> (アクセス日：○年○月○日)

## 第7条 (情報の開示)

1. MOC および利用者は、本目的のために自ら必要と判断する情報を他の当事者に開示するものとする（以下情報を開示する当事者を「開示当事者」、開示を受ける当事者を「受領当事者」という。）。
2. MOC から利用者に提供される提供データおよび追加データについては、常に MOC を開示当事者、利用者を受領当事者とする。

## 第8条 (秘密情報)

1. 本規約における「秘密情報」とは、開示当事者が受領当事者に対し、本目的のために開示した自らの技術情報、営業上の情報、その他経営に関する一切の情報、および意図的又は非意図的のいずれであるかを問わず、本サイト利用時に知り得たすべての情報をいう。
2. 秘密情報には次に定める情報は含めないものとする。
  - イ) 受領当事者が開示を受けた時点において既に公知であったもの
  - ロ) 開示を受けた時点において受領当事者が既に適法に保有していたもの
  - ハ) 開示を受けた後に受領当事者の責めに帰すべき事由によらず公知となったもの
  - ニ) 開示を受けた後に、受領当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
3. 以下の観測された生データ（総称して「観測データ一式」という。）は、秘密情報には含めないが、その取扱いは第9条に従うものとする。
  - (1) MOC から利用者に提供する、むつ小川原港において防波堤観測マストにより計測された風況および気象・海象に関する時系列データ
  - (2) 利用者が本手法により計測した風況および気象・海象に関する時系列データ

## 第9条 (秘密保持)

1. 受領当事者は、秘密情報を秘密に保持し、開示当事者の事前の書面又はメールによる承諾なく第三者に対して開示、漏洩してはならない。ただし、法令又は裁判所の命令により開示が義務付けられた秘密情報を必要な範囲内で開示する場合は、この限りではない。
2. 受領当事者は、本目的のために秘密情報を開示する必要がある場合、以下の開示先に対して、秘密情報を開示することができる。なお、受領当事者は、前項および本項に基づき開示した先に対し、本規約における自らの秘密保持義務と同等の秘密保持義務を課すとともに、これらの者による当該秘密保持義務違反に関して、連帶して開示当事者に対し責任を負う。
  - (1) 受領当事者がMOCの場合  
自己組織の構成員、神戸大学、委託先事業者および弁護士、公認会計士、税理士その他の外部アドバイザー
  - (2) 受領当事者が利用者の場合  
自己組織の構成員および委託先事業者
3. 利用者は本目的のために限り、MOCの承諾なく、自ら観測データー式を使用し、並びに観測データー式を自己組織の構成員および委託先事業者に開示することができる。なお、利用者は、開示先の第三者に対して、本目的のために限り観測データー式を使用することを義務付けるとともに、当該第三者による義務違反に関して、連帶してMOCに対し責任を負う。

## 第10条 (使用の制限)

1. 受領当事者は、開示当事者の事前の書面又はメールによる承諾なく、秘密情報を本目的以外に使用又は利用してはならない。
2. MOCおよび利用者は、秘密情報および観測データの改変を行ってはならない。なお、MOCから提供する異常値処理等に必要な情報に基づく、観測データの異常値処理は観測データの改変には当たらず、利用者は目的に必要な範囲において観測データの異常値処理を行うことができる。
3. 受領当事者は、目的に必要な範囲において秘密情報を複製又は複写することができる。受領当事者は、複製又は複写した秘密情報も秘密情報として取り扱う。

## 第11条 (秘密情報の管理)

1. 受領当事者は、自己が同一の性質の情報を有していた際に払うであろう注意義務と同程度以上の義務をもって秘密情報を管理するものとする。
2. MOCおよび利用者はそれぞれ、相手方の秘密情報の保存・管理について、本契約の実施責任者を取扱い責任者と定め、保存・管理するものとする。

## 第12条 (保証)

1. 開示当事者は、秘密情報の内容（開示当事者が利用者の場合、問い合わせ用紙及び利用申込書に記載した内容を除く。）の正確性その他いかなる事項についても、明示的にも黙示的にも一切保

証するものではない。

#### 第13条（秘密保持義務の期間）

1. 秘密情報の取扱いについて定めた第7条から第12条までについては、利用期間終了後も秘密情報の返還又は廃棄が完了するまで有効とする。

#### 第14条（観測の中止又は利用期間の変更）

1. 第1条第3項による契約成立以降において、震度5強以上の地震、猛烈な台風、5m以上の津波、高潮、落雷、疫病、感染症その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ、争議行為、ストライキ、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、MOC及び利用者の責めによらない火災、輸送機関や倉庫業者の保管中事故、その他の不可抗力が発生した場合、その他観測遂行上やむを得ない事由があると合理的に判断されたときは、MOCおよび利用者で協議のうえ本サイトの利用を中止、又は利用期間を変更することができるものとする。この場合において、利用者が本サイトで観測を行えなかったことにより何らかの損失又は損害が生じたとしても、MOCは、その責を負わない。
2. 前項の理由によって陸上の試験サイトが被害を受けた場合、架台、電源設備等の試験サイト自体が被った故障及び損失等はMOCの責とし、利用者所有の観測機器等の故障及び損失等は利用者の責とし、それぞれ必要な対応を行う。また、MOC及び利用者は本サイトの利用の継続または利用期間について、費用の支払いを含め、協議のうえ決定する。

#### 第15条（反社会的勢力の排除）

1. MOCおよび利用者は、相手方に対して、自己および自己の関係会社（これらの役職員を含む。）が、現在および将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、これを保証する。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
  - (6) その他前各号に準ずるもの
2. MOCおよび利用者は、相手方に対して、現在および将来にわたって、次の各号に該当する行為を行わないことを表明し、これを保証する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、あるいは他の当事者の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

- MOC および利用者は、相手方が前二項の表明および保証に違反したときは、直ちに本規約に基づく契約を解除することができる。本項に基づき契約を解除された当事者は、相手方に対して損害賠償請求をすることができない。

## 第16条 (契約の解除)

- MOC および利用者は、相手方が次の各号のいずれかに該当し、書面による催告後30日以内に是正されないときは、本規約に基づく契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
  - 本サイトの利用に関し、不正又は不当の行為をしたとき
  - 本規約に違反したとき
  - 差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立があったとき、公租公課を滞納し督促を受けたとき、又は保全差押を受けたとき
  - 手形、小切手が不渡りとなり手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
  - 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算その他倒産手続開始の申立があったとき
  - 解散の決議をしたとき
  - 監督官庁より営業停止処分を受けたとき
  - 資産・信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあるとき
  - その他本サイトの利用を継続しがたい相当の理由があるとき
- 前項により本規約に基づく契約が解除された場合、MOC は、利用者所有の観測機器等を本サイトから撤去することができるものとし、その撤去費用は利用者の負担とする。

## 第17条 (権利譲渡の禁止)

- MOC および利用者は、事前に書面による相手方の同意を得ることなく、第三者に対し、本規約に基づく地位又は権利若しくは義務の全部又は一部につき、譲渡、承継、担保提供その他一切の処分をしてはならない。なお、合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするか否かを問わない。
- 前項にかかわらず、利用者が MOC に対し費用の支払いを遅滞した場合、MOC はその債権を第三者に譲渡できるものとする。

## 第18条 (免責)

- 観測データについては、気象条件等に大きく左右されるため、MOC は、利用者に対し、本サイトにおける観測データの取得率等を何ら保証しない。
- 利用者は、本サイトを利用したことにより生じた損害について、一切の責任を自らが負い、MOC は責任を負わないことを予め承知するものとする。なお、MOC、本事業の他の受託者又は他の利用者の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合はその限りではなく、この場合は関係者間において協議し解決するものとする。
- 本サイトを利用して得られた観測データについて、利用者と第三者との間に紛争が生じても、MOC は一切の責任を負わないものとする。利用者は自らの責任と費用負担において、当該紛争

に対応すること、および MOC 又は本事業の他の受託者に何らかの損失・損害（合理的な弁護士費用を含む。）が生じた場合はこれを賠償することを予め承知するものとする。

第19条 （協議）

1. 本規約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、MOC および利用者で協議のうえ別途定めるものとする。

第20条 （準拠法）

1. 本規約については、準拠法を日本法とする。

第21条 （裁判管轄）

1. 本規約に関する紛争（裁判所の調停手続きを含む）については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

2024年4月1日 制定

2025年4月1日 改定

2025年9月20日 改定

2025年12月5日 改定

## むつ小川原洋上風況観測試験サイト 問い合わせフォーム

## お客様情報

お問い合わせ日	西暦 年 月 日
社名 (ふりがな)	
担当者名 (ふりがな)	
担当者 役職	
担当者 部署	
連絡先 電話番号	
連絡先 メールアドレス	

## 試験サイト利用の確度、ご希望の利用期間、観測機器等

試験サイト利用の確度	試験サイトの利用の有無が競争的資金等で採択されることが条件となる場合は、チェックを付けて、差し支えない範囲で、その案件名、確定予定日を記載ください。		
	<input type="checkbox"/> 試験サイトの利用は確実である。 <input type="checkbox"/> 試験サイトの利用の有無は競争的資金等の採択結果次第である。		
上記をチェックされた場合、差し支えない範囲で案件名、確定予定日についてご教示ください。 案件名： 確定予定日（年月日）：			
希望利用期間	西暦 年 月 日 から	年 月 日 まで	
観測手法の概要	機器名		
	台数	基	
希望する設置サイト (設置を希望されるサイト 全てにチェックを入れ、設	<b>【陸上】</b> <input type="checkbox"/> St. L1 ( 基) <input type="checkbox"/> St. L2 ( 基) <input type="checkbox"/> St. L3 ( 基)		

置機器台数も記載してください。 さい。)	<input type="checkbox"/> St. L4 ( 基) <p style="text-align: center;">【洋上】</p> <input type="checkbox"/> St.S1-1 <input type="checkbox"/> St.S1-2 <input type="checkbox"/> St.S1-3 <input type="checkbox"/> St.S1-4 <input type="checkbox"/> St.S1-5 <input type="checkbox"/> St.S1-6 ※洋上の場合は事前の許認可手続きが必要です。
観測機器の移設の有無	1. <input type="checkbox"/> 移設あり <input type="checkbox"/> 移設なし 2. 移設を希望する場合： (1) 移設回数：      回 (2) 移設対象となる機器台数：      基
機材の収納箱の保管	<input type="checkbox"/> 保管を希望 <input type="checkbox"/> 保管を希望しない
許認可手続き (洋上サイトの利用をご希望の場合)	<p>洋上の場合は事前の許認可手続きが必要なため、以下の質問にお答えください。</p> <p>1. むつ小川原洋上風況観測試験サイト（当試験サイト）の洋上サイトでの観測機器設置に係る許認可手続きの経験  <input type="checkbox"/> 経験を有する。  <input type="checkbox"/> 経験はない。</p> <p>2. 当試験サイトでの洋上サイトにて観測機器を設置する際は「水域（公共空地）占用許可申請書」を上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所へ申請手続きをする必要があります。本申請の手続きを一本化することが求められているため、当試験サイトによる許認可サポートの側面支援を推奨しています。特に上記1.において「経験はない。」を選択された方は許認可サポートの側面支援をご利用ください。</p> <p>なお、上記1.において「経験を有する。」と回答され、許認可サポートの側面支援を不要とされる方は、予定されている許認可手続きの工程等について、当フォーム提出後に窓口担当から確認させていただく旨、ご了承ください。</p>
保険加入について (洋上サイトの利用をご希望の場合)	<p>当試験サイトの洋上サイトをご利用希望の場合、利用者所有の観測機器等の事故のみならず、周辺施設等への事故または被害を及ぼした場合に備え、保険への加入をお願いいたします。既に加入済みまたは加入予定の保険内容について、以下をご記入ください。</p> <p>1. 保険への加入状況</p>

	<p><input type="checkbox"/> a) 保険には加入済みである。</p> <p><input type="checkbox"/> b) 保険に加入予定である。</p> <p><input type="checkbox"/> c) 保険に加入する予定はない。</p> <p>2. 保険内容</p> <p>a) 上記 1. にて a)と回答された場合、保険内容をご記入ください。</p> <p>保険会社名 :</p> <p>保険期間 :</p> <p>保険内容（適用範囲） :</p> <p>b) 上記 1. にて b)と回答された場合、加入予定期限及び保険内容をご記入ください。</p> <p>加入予定期限（年月） :</p> <p>保険内容（適用範囲） :</p> <p>c) 上記 1. にて c)と回答された場合、保険に加入する予定はない理由をご記入ください。また、周辺施設への事故または被害を及ぼした場合の補償対策についても記入してください。</p> <p>理由 :</p> <p>補償対策 :</p>
件名について	<p>今後、本件に係る件名は「むつ小川原洋上風況観測試験サイト（ご利用年月）設置」となりますが、件名に補足事項の追記をご希望の際は補足事項をご記入ください。</p> <p>補足事項 :</p>
補足事項(留意すべき点等があれば記載してください)	
本サイトを初めてご利用される方	<p>本試験サイトをどのように知ったか、教えてください。</p> <p><input type="checkbox"/> ① NEDO 事業のときから知っていた</p> <p><input type="checkbox"/> ② ネットから自力でみつけた</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 学会誌、新聞等で知った（媒体名 ）</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 紹介（紹介者（社）： ）</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ その他（ ）</p>

本用紙を以下のアドレス宛に提出してください。

問い合わせフォームを受領後、むつ小川原海洋気象観測センター（MOC）事務局から見積書をご提示させていただきます。見積書をご確認いただき、本設備のご利用をご希望の際は見積書受領後1ヶ月以内に利用申込書をMOC事務局まで提出してください。

【】内は申込者の社名をご記載ください。

メールアドレス：[info@moc.or.jp](mailto:info@moc.or.jp)

メール件名：むつ小川原試験サイト利用の件【自社名】

※期間や設置サイトは、本試験サイトの利用状況を踏まえ、MOC事務局が判断いたします。

利用状況によっては、ご希望に沿えない場合がございます。ご了承ください。

※気象天候、海象などの要因による、やむを得ない場合の観測機器の設置・撤去日の後ろ倒しによるサイト利用に係る追加費用は発生しません。但し、陸上サイトにて観測機器の設置・撤去が必要であり、設置または撤去予定日から4日前までに日程の変更が生じた際の追加費用は発生しませんが、作業予定日から3日前以降に日程の変更が生じた場合、ユニック車手配の関係上、変更料が発生します。詳しくはMOC事務局へお問い合わせください。

本用紙についてご不明な点がございましたら、MOC事務局までご連絡ください。

([info@moc.or.jp](mailto:info@moc.or.jp))

## むつ小川原洋上風況観測試験サイト 利用申込書

西暦 年 月 日

一般社団法人むつ小川原海洋気象観測センター 宛

住所：  
社名：  
代表者名：

以下の通り、むつ小川原洋上風況観測試験サイト（本サイト）の利用を申し込みます。

1. 問い合わせ日	西暦 年 月 日	
2. 利用目的	リモートセンシング機器等を利用した観測手法の精度検証 (観測手法： )	
3. 利用期間	西暦 年 月 日 から	年 月 日 まで
4. 実施責任者	役職	実施責任者氏名（ふりがな）
	連絡先 電話番号	
	連絡先 メールアドレス	
5. 緊急時連絡先 (実施責任者と異なる場合)	電話番号	
6. 注意事項	本サイト利用の注意事項については規約に記す。	
7. 経費	本サイト利用において必要となる経費は、全て利用者が負担するものとする。	
8. サイト利用料	見積番号：	
	a) 観測機器名（陸上観測向け機器等）：	
	b) 観測機器名（洋上観測向け機器等）：	
c) その他（機器名等）：		
9. 保険内容 (※洋上サイト利用の場合ご記入ください)	観測機器による周辺施設等への事故または被害を及ぼした場合の補償対策等に向けた保険内容は次のとおり。	
	保険会社名：	
	保険期間：	

	保険内容（適用範囲）：
10. 補足事項（留意すべき点等があればご記載ください）	

本サイトの利用に向けて、利用者は次の事項を遵守いたします。

- ・ 本申込書に記載の内容に虚偽はありません。
- ・ MOC が定める規約（制定：2024 年 4 月 1 日）に同意し、これを守ります。
- ・ リモートセンシング機器を設置する場合に、必要な占有許可等の許認可手続きを行い、許可は取得済み、又は利用期間までに取得予定です。

注)

※本申込書記載の利用期間が変更となる場合はすぐに一般社団法人むつ小川原海洋気象観測センター（MOC）事務局へ連絡してください。なお、利用期間に変更があった場合、変更を希望する利用期間でのサイト利用は保証いたしかねます。

※本試験サイトの設備は、NEDO 事業「洋上風況観測にかかる試験サイトのモデル検討・構築」を通じて、国立大学法人神戸大学（神戸大学）の所有になりました。2024 年 4 月より、神戸大学および一般社団法人むつ小川原海洋気象観測センター（MOC）が運営を担当しております。なお、MOC は神戸大学と共同で本試験サイトの管理運営を行う組織として、2024 年 3 月に設立されました。

※気象天候、海象などの要因による、やむを得ない場合の観測機器の設置・撤去日の後ろ倒しによるサイト利用に係る追加費用は発生しません。但し、陸上サイトにて観測機器の設置・撤去が必要であり、設置または撤去予定日から 4 日前までに日程の変更が生じた際の追加費用は発生しませんが、作業予定日から 3 日前以降に日程の変更が生じた場合、ユニック車手配の関係上、変更料が発生します。詳しくは MOC 事務局へお問い合わせください。

## 提供データの詳細

提供する形式	CSV形式(.csv)もしくはExcel形式(.xlsx)
提供データの種類	<p>本サイト洋上(St.S1)で取得される以下の観測データを基本データとする。(高度の表記は海面基準高度の値である。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 三杯式風速計(10分平均値、標準偏差)：高度63m、55m、51m</li> <li>② 矢羽式風向計(10分平均値)：高度59m、55m</li> <li>③ 超音波風向風速計(10分平均値：水平風速・水平風向・3軸成分風速(東西、南北、鉛直)、水平風速標準偏差)：59m</li> <li>④ 鉛直型ライダー(10分平均値〈風速、風向〉、標準偏差〈風速〉)：63m、120m、180m</li> </ul>
提供データの期間	第3条(サイト利用)第7項に定める利用期間とする
提供データを提供する時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 途中経過データ：利用者からの要請に基づき、第3条(サイト利用)第7項に定める利用期間中(最大2回)を基本とする。それ以外の時期におけるデータ提供については、別途協議とする。</li> <li>• 利用期間中の全対象データ：利用期間最終日から7営業日以内</li> </ul>
備考	提供データには異常値処理等(マストシャドウ、機器異常、等)は含まれていない。これらに必要な情報(機器異常情報、マストシャドウ除去方法、等)は、利用期間中の全対象データと共に提供される。